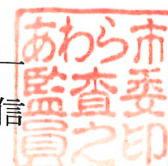


あわらし監査委員告示 第2号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を下記のとおり公表する。

令和2年3月26日

あわらし監査委員 伊 東 秀 一
あわらし監査委員 笹 原 幸 信



記

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象
総務部（総務課、政策課、監理課）
財政部（財政課、税務課、収納推進課）
市民生活部（市民課、生活環境課）
健康福祉部（福祉課、子育て支援課、健康長寿課）
経済産業部（農林水産課、商工労働課、観光振興課）
土木部（建設課、新幹線まちづくり課、上下水道課）
教育委員会（教育総務課、文化学習課、スポーツ課）
会計課
議会事務局
監査委員事務局
- 3 監査の範囲
令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 4 監査の期間
令和元年10月29日から令和2年2月28日まで

5 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかどうかの主眼を置き、次の監査資料の提出を求め、事務局職員が調査するとともに、監査委員が関係職員から説明を聴取し質疑を行った。

(1) 監査資料

- ①職員、臨時職員の状況及び事務分担表
- ②主要事業及び懸案事項調
- ③委託料調
- ④工事請負費調
- ⑤備品購入費調
- ⑥補助金調
- ⑦指定管理者調
- ⑧歳入及び歳出執行状況
- ⑨追加資料

(2) 監査委員による監査期日

令和元年10月29日	総務部
11月28日	財政部、芦原こども園
令和2年1月16日	市民生活部、健康福祉部
1月27日	土木部
2月14日	経済産業部、教育委員会
2月28日	会計課、議会事務局、監査委員事務局

6 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正に行われているものと認められたが、次の事項については、改善や検討が望まれる。

なお、監査の過程で確認した軽微な事項については、その都度指示・助言を行い、改善を促した。

《指摘事項》

(1) 現金管理について

使用料等の出納事務及びその現金管理について、以下のような不適正な取り扱いが見受けられた。

- ・時間外に預かった使用料を翌日会計課窓口に納付せず、所管課金庫に

保管したままであった。(建設課)

- ・使用者に返還すべき使用料が、使用者了承のもとではあるが、長期間にわたり所管課金庫に保管されたままであった。(上下水道課・中央公民館)

今回発見された不適正な現金管理については、単独で事務を行っていたことや前任者から十分な引継ぎを受けておらず、責任の所在が不明確であったことが原因であると推察される。今後は厳正なチェック体制を整え、適正な現金管理に努められたい。

(2) 補助金交付事務について

補助金交付事務について、以下のような不適正な事務処理が見受けられた。

- ・補助金申請書の提出期限が守られていなかった。また事務の遅れにより支出時期に遅れが生じていた。(建設課)
- ・補助金名称が変更となったにも関わらず、申請書等の通知が変更前の名称となっていた。また実績報告書の提出期限が守られていなかった。(観光振興課)

補助金交付要綱に基づいた適正な事務処理に努めるよう指導体制を徹底されたい。

《意見》

(1) 行財政改革の推進について(総務課・政策課・財政課)

2023年春の北陸新幹線芦原温泉駅開業を控え、新幹線関連整備事業のための多額の市債発行や基金の取り崩しが見込まれる中、将来負担の抑制を図り安定的な行政サービスを提供するため、これまで以上に慎重な財政運営が求められる。今年度より行政改革推進室が設置され、本格的な取り組みが期待されるところであるが、当局においては、行政評価等により既存の施策や事務事業の効果を検証するとともに、全ての経費の必要性を再検討し、事業のスクラップ及び事務の合理化を推進されたい。

(2) マイナンバーカード交付事務について(市民課)

マイナンバーカードの普及については全国的な課題となっているが、あわら市においても、交付率は令和2年1月20日時点で11.1%と、同時期の全国平均15.0%を下回る状況となっている。令和2年度からは、これまでの申請時来庁方式に加え、企業やイベント等への出張方式を導入することであるが、今後も継続して普及啓発に努めるとともに、増加する事務に伴う適正な人員確保と計画的な事務遂行に努められたい。

(3) 乗合タクシー（デマンド交通事業）の利便性向上について

乗合タクシーの登録者数、利用者数は年々増加しており、事業の目的である交通空白地帯の解消、交通弱者の生活の足の確保に一定の成果をあげているものと言える。しかしながら、現行制度では、一部地域において、最寄りの医療機関が他市にある場合は目的地まで行くことが出来ない等、利便性や公平性に課題が残る。今後は広域停留所の拡大や隣市との連携を視野に入れた制度改定を検討されたい。

(4) 木造市営住宅の用途廃止について（建設課）

市営住宅のうち耐用年数を超過している木造6団地については、用途廃止に向けて、新規入居者の募集停止と並行して、入居者への住み替え斡旋を行っているとのことであるが、住み替え先については、市営住宅だけでなく空き家等の活用も視野に入れ、柔軟かつ早急に対応されたい。